# 戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令 （平成二十年政令第百二十二号）

令和三年度における戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率は、〇・九八六とする。

# 附　則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月三一日政令第九二号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年九月四日政令第二三七号）

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年四月一日政令第一一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二二年九月二九日政令第二〇七号）

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年三月三一日政令第八三号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月二八日政令第六二号）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年三月二五日政令第八〇号）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年三月三一日政令第一一九号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年三月三一日政令第一三九号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月三一日政令第一七八号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日政令第一〇三号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三〇日政令第一二〇号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二九日政令第一二五号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三〇日政令第一〇五号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和三年三月三一日政令第一〇二号）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。